

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「被保険者証」を「資格確認書」に、「資格証明書」を「資格確認書（特別療養）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合事務分掌及び職員の職の設置等に関する規則

新旧対照表

改正後			現行		
別表（第４条関係）			別表（第４条関係）		
事務分掌			事務分掌		
課	係	業務の内容	課	係	業務の内容
総務課	総務係	(略)	総務課	総務係	(略)
	企画係	(略)		企画係	(略)
業務課	医療給付係	(略)	業務課	医療給付係	(略)
	資格保険料係	(1) 被保険者の資格取得及び喪失に関すること。		資格保険料係	(1) 被保険者の資格取得及び喪失に関すること。
		(2) <u>資格確認書</u> の発行に関すること。			(2) <u>被保険者証</u> の発行に関すること。
		(3) <u>資格確認書（特別療養）</u> の発行に関すること。			(3) <u>資格証明書</u> の発行に関すること。
		(4) 住民基本情報の取得に関すること。			(4) 住民基本情報の取得に関すること。
		(5) 保険料率の算定に関すること。			(5) 保険料率の算定に関すること。
		(6) 所得情報の取得に関すること。			(6) 所得情報の取得に関すること。
		(7) 市町村保険料担当課との連絡調整に関すること。			(7) 市町村保険料担当課との連絡調整に関すること。
会計課	会計係	(略)	会計課	会計係	(略)

附 則

この規則は、令和６年12月２日から施行する。